

日本の不良債権問題と金融再生

第3回 国際コンファレンス
「金融の安定と金融部門の監督
-過去10年の教訓と今後の対応-」

平成19年12月

1. 日本における不良債権問題の発生と銀行破綻

(1) バブル期における銀行行動

(2) バブル崩壊による不良債権問題の発生

(3) 銀行破綻とその原因

(4) 政府の対応

- ・ ペイオフ凍結
- ・ 早期是正措置導入
- ・ 大手銀行集中検査
- ・ 破綻処理制度(金融再生法)
- ・ 公的資本注入(健全化法)

2. 不良債権問題の深刻化

(1) デフレの進行と大口債務者の経営悪化

(2) 銀行のリスク管理の欠陥

(3) 銀行の貸出余力の減退

(格付け低下、ジャパンプレミアム、貸し渋り)

(4) 政府の対応

- ・ 金融検査マニュアルの策定
- ・ 不良債権の洗出しと早期処理
(特別検査、2年3年ルール)
- ・ 金融再生プログラム
- ・ 不良債権処理の進捗状況

日本の不良債権問題を巡る主な出来事①

1980年代 バブル経済の発生

貿易黒字削減の圧力、急速な円高の進行、低調な経済成長

⇒ 景気拡大を狙った公定歩合の引き下げ

⇒ 低金利政策の長期化 ⇒ 不動産、株式等への投機

⇒ バブル経済の発生（1980年代半ば以降）

1990年代 不良債権問題の発生と深刻化

バブル経済の崩壊 ⇒ 長期化する景気後退、資産デフレ、銀行の不良債権問題

日本の不良債権問題を巡る主な出来事②

1990年代 不良債権問題の発生と深刻化

(主な出来事)

- 1994年 東京協和信組、安全信組の破綻
- 1995年 兵庫銀行の破綻
破綻した住宅金融専門会社の処理に約6800億円の公的資金を投入
- 1996年 預金等全額保護を決定(2001年3月まで)(ペイオフ凍結)
- 1997年 北海道拓殖銀行、山一証券等の破綻
- 1998年 金融監督庁発足、日本銀行と連携して大手行集中検査
金融再生法(破綻処理制度)、早期健全化法(公的資本増強)施行
日本長期信用銀行、日本債券信用銀行の国有化
銀行の格付け低下、ジャパンプレミアム、貸し渋り
- 1999年 「金融検査マニュアル」公表
大手15行、地域銀行4行への資本増強、第二地方銀行5行の破綻

日本の不良債権問題を巡る主な出来事③

2000年代 不良債権問題の正常化

2000年 金融庁発足

2001年 不良債権の直接償却の促進(2年3年ルールの策定等)

特別検査の実施(主要行)

預金等全額保護の延長(2005年3月まで)

2002年 破綻第二地銀2行の承継銀行(ブリッジバンク)の設立

「金融再生プログラム」公表

2003年 主要行(りそな銀行)への資本増強

大手地方銀行(足利銀行)の一時国有化

2004年 「金融改革プログラム」公表

2005年 ペイオフ解禁の実施

主要行の不良債権比率半減目標達成(2002年3月期8.4% ⇒ 2005年3月期2.9%)

金融機関の破綻件数

年度(平成)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	総計
	西暦	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	
総件数	0	1	1	2	4	6	5	17	30	44	14	56	0	1	0	0	0	181
銀行	0	1	0	0	0	2	1	3	5	5	0	2	0	1	0	0	0	20
信用金庫	0	0	1	1	0	0	0	0	0	10	2	13	0	0	0	0	0	27
信用組合	0	0	0	1	4	4	4	14	25	29	12	41	0	0	0	0	0	134

(注)預金取扱金融機関数は1990年 1012 → 2006年度 582と推移

金融破綻の推移とセイフティ・ネットの整備

年度	破綻件数	主な個別破綻事例(年/月)と 処理コスト【金銭贈与額:億円】	セイフティ・ネットの整備(年/月)
71～ 90 計	0		<ul style="list-style-type: none"> ● 預金保険制度創設(71/4) [上限つき預金保護; 保険金支払い方式] ● 資金援助方式の導入(86/7)
91	1	(91/7) 東邦相互銀行【(貸付80)】	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京共同銀行の設立(95/1) ● 整理回収銀行の設立 ● 特別資金援助(預金全額保護)の制度化 ● 保険料引上げと特別保険料の導入 <p style="text-align: right;">(96/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新設合併など処理手法の多様化(97/12) ● 預金等全額保護のための公的資金導入 ● 整理回収銀行の業務範囲拡大 ● 金融機関への資本注入制度創設(98/12) ● 特別公的管理制度の導入 ● 金融整理管財人・ブリッジバンク制度の導入 ● 金融機関への資本増強制度 <p style="text-align: right;">(98/10)</p> <p>(99年答申・2000年法改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な破綻処理制度の継承・恒久化 ● 危機的事態における例外措置の整備 ● 預金等全額保護の原則廃止 (02/4)
92	1	(92/4) 東洋信用金庫【200】	
93	2		
94	4	(94/12) 東京協和信用組合 (94/12) 安全信用組合【2信組で400】	
95	6	(95/7) コスモ信用組合【1,250】	
		(95/8) 兵庫銀行【4,730】	
		(95/8) 木津信用組合【10,044】	
		(96/3) 太平洋銀行【1,170】	
96	5	(96/11) 阪和銀行【812】	
97	17	(97/10) 京都共栄銀行【436】	
		(97/11) <三洋証券が会社更生法申請(97/11)> 北海道拓殖銀行【17,631】	
		(97/11) <山一証券が自主廃業発表(97/11)> 徳陽シティ銀行【1,192】	
98	30	(97/11) 徳陽シティ銀行【1,192】	
		(98/5) みどり銀行【7,719】	
		(98/5) 福德銀行・なにわ銀行*【---】	
		(98/10) 日本長期信用銀行**【32,350】	
99	44	(98/12) 日本債券信用銀行**【31,414】	
		(99/4) 国民銀行***【1,749】	
		(99/5) 幸福銀行***【4,847】	
		(99/6) 東京相和銀行***【6,845】	
		(99/8) なみはや銀行***【6,299】	
(99/10) 新潟中央銀行***【3,556】			
2000	14	(00/12) 信用組合関西興銀***【6,599】	
91～ 00 計	124		

- (注1) 破綻件数は、預金保険の発動を伴う破綻処理事例を破綻公表日ベースで集計。個別事例は、銀行破綻のすべてと信用金庫・信用組合破綻の主要なものを記載。
- (注2) 用いられた破綻処理方式は、営業譲渡・事業譲渡(一部は救済合併)を前提とした資金援助方式が一般的であるが、98年度以降は新しい処理手法も多用されている。表中、*は特定合併であり、資産買取のみで金銭贈与を伴わない。また**は特別公的管理、***は金融整理管財人による管理である。
- (注3) 日本長期信用銀行の処理では、上記の金銭贈与32,350億円の外に、金融再生勘定から3,775億円の損失補填がなされている。同様に、日本債券信用銀行の破綻処理では、上記の金銭贈与31,414億円の外に、金融再生勘定から951億円の損失補填がなされている。
- (注4) 金銭贈与額は、事後の減額措置等によって異同することがある。

○旧安定化法（98年2月）

- ・ 1.8兆円を21行に注入
- ・ そのうち、1.6兆円は回収済み

○早期健全化法（98年10月）

- ・ 8.6兆円を32行に注入
- ・ そのうち、7.2兆円は回収済み

○預金保険法改正（01年4月） ← 金融危機対応のため

- ・ 2.0兆円をりそな銀行に注入(03年6月)
- ・ そのうち、27億円は回収済み

○金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法（03年1月）

- ・ 60億円を関東つくば銀行に注入

○金融機能強化法（04年8月）

- ・ 405億円を2つの地域銀行に注入

主要行格付けの推移 (ムーディーズ)

	1988年 (S63)	89年 (H元)	90年 (H2)	91年 (H3)	92年 (H4)	93年 (H5)	94年 (H6)	95年 (H7)	96年 (H8)	97年 (H9)	98年 (H10)	99年 (H11)	2000年 (H12)	01年 (H13)	02年 (H14)	03年 (H15)	04年 (H16)	05年 (H17)	06年 (H18)	07年 (H19)			
Aaa	一勸 富士 三菱 住友 興銀	一勸 富士 三菱 住友 興銀	興銀																			Aaa	
Aa 1	三和 三菱信 住友信	三和 三菱信 住友信	一勸 富士 三菱 三和 住友	一勸 三菱 三和																		Aa 1	
Aa 2	東海 東京 長銀 三井信	東海 東京 長銀 三井信	東京 三菱 信 住友信	東京 興銀					東京三菱	東京三菱											みずほ 三 菱UFJ信託 三井住友 みずほコー みずほ信	Aa 2	
Aa 3	安田信 東洋信	大和 安田信 東洋信	さくら 大和 東海 三井 信 東洋信	富士 あさひ 住友 大和 東海	一勸 富士 三菱 三和 住友 大和 興銀	三菱 三和 東京 興銀	三菱 三和 東京	三菱 三和 東京	三菱 三和 日本信	三和 日本信	三和 日本信										住友信	Aa 3	
A 1			長銀 安田信	さくら 三菱信 東洋信 住友信	さくら あさひ 東海	一勸 富士 住友	一勸 富士 住友 興銀	一勸 富士 住友 興銀	一勸 富士 住友 興銀	一勸 富士 住友	東京三菱 三和						みずほ 東 京三菱 U FJ 三井 住友 みずほコー ホ 三菱信 み ずほ信 U FJ信	みずほ 三 菱UFJ信 託 三井住 友 みずほ コーホ みずほ信	みずほ 三菱 UFJ信託 三 井住友 みず ほコーホ みずほ信	りそな信託 りそな 埼玉りそな 中央三井信		A 1	
A 2			長銀 三井信 安田信	長銀 三菱信 住友信	さくら あさひ 東海	一勸 富士 住友	さくら あさひ 東海	さくら あさひ 東海 日本信	あさひ 東 海 興 銀	住友 東 海 興 銀	東京三菱 三和	東京三菱	東京三菱	東京三菱	東京三菱	東京三菱	住友信	住友信	住友信	あおぞら 新生		A 2	
A 3				三井信 安田信 東洋信		大和 長銀	大和 長銀	大和 長銀	さくら	さくら	一勸 興銀	三和 住友 日本信	一勸 富士 興銀 さく ら 三和 住友 東 海 日本信 三菱信	一勸 富士 興銀 三 井 三井 住友 三 菱信	みずほ U FJ みず ほコーホ 三井住友 三菱信 りそな信	みずほ U FJ みず ほコーホ 三井住友 三菱信 りそな信	りそな信	りそな信 託 りそな 埼玉りそ な	りそな信託 りそな 埼玉りそ な 中央三井信		A 3		
Baa1	<p><表の見方> 預金格付け(長期)、各年は年末時点 Aaa(トリプルA-) 極めて優れていると判断された Aa(ダブルA-) 総合的に優れていると判断された A(I-) 投資対象として数多くの好材料が認められ、中級の上位と判断された Baa(トリプルB-) 中級と判断された Ba(ダブルB-) 投機的な要素を含むと判断された B(I-) 好ましい投資対象としての適性に欠けると判断された Caa(トリプルC-) 安全性が低いと判断された Ca(シングルC-) 非常に投機的と判断された C(I-) 長期債券に対する最も低い格付け</p>					三菱信 東洋信 住友信	三菱信 住友信	三菱信 東洋信 住友信	大和 長銀 三菱信 東洋信 住友信	大和 長銀 三菱信 東洋信 住友信	さくら 富 士 あさひ 東海 三菱信 東洋信	一勸 さくら 富士 あさひ 東海 興銀 三菱信	あさひ 東 洋信 安田信	あさひ 東 洋信 安田信	みずほアセ ット UFJ 信	みずほ信 UFJ信 住友信 新生 あおぞら	新生 あおぞら 中央三井 信	新生 あおぞら 中央三井 信	あおぞら			Baa1	
Baa2						拓銀 日債 銀 三井信 安田信 中 央信 日本 信	拓銀 日債 銀 三井信 安田信 中 央信 日本 信	三井信 安田信	三井信 安田信	三井信 安田信	三井信 住友信	長銀 日債 銀 安田信 東洋信 住友信	新生 日債 銀 住友信	新生 あおぞら 住友信	新生 あおぞら 住友信		りそな 埼玉りそ な					Baa2	
Baa3								拓銀 日債 銀 中央信	拓銀 日債 銀 中央信	拓銀 日債 銀 中央信	大和 長銀 日債銀 中 央信	大和 三井信 中央信	大和 中 央三井 信	大和 中 央三井 信	大和 あさ ひ 中央 三井信	りそな 埼 玉りそな 中央三井 信							Baa3

特別検査 (2002年3月期)

【特別検査とは】

- ・ 2001年の「改革先行プログラム」を踏まえ、企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分及び償却・引当を確保するため、市場の評価に著しい変化が生じている債務者に着目して検査を実施

⇒ 149債務者に対する与信額12.9兆円について検証

【結果概要】

(単位:兆円)

2001年9月期			2002年3月期		
債務者区分	先数	金額	債務者区分	先数	金額
正常先	50	3.2	正常先	35	2.4
			要注意先	35	2.6
要注意先	56	6.4	要管理先	45	4.2
			破綻懸念先 以下	34	3.7
要管理先	43	3.2			

- 約半数の71社(7.5兆円)が2001年9月期と比べて債務者区分が下位に移り、そのうち34社(3.7兆円)は破綻懸念先以下へ遷移
- 特別検査の結果、不良債権処分損は1.9兆円増となった

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定を厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCFの手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（本年11月を目途に作業工程表を作成・公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

【基本的考え方】

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

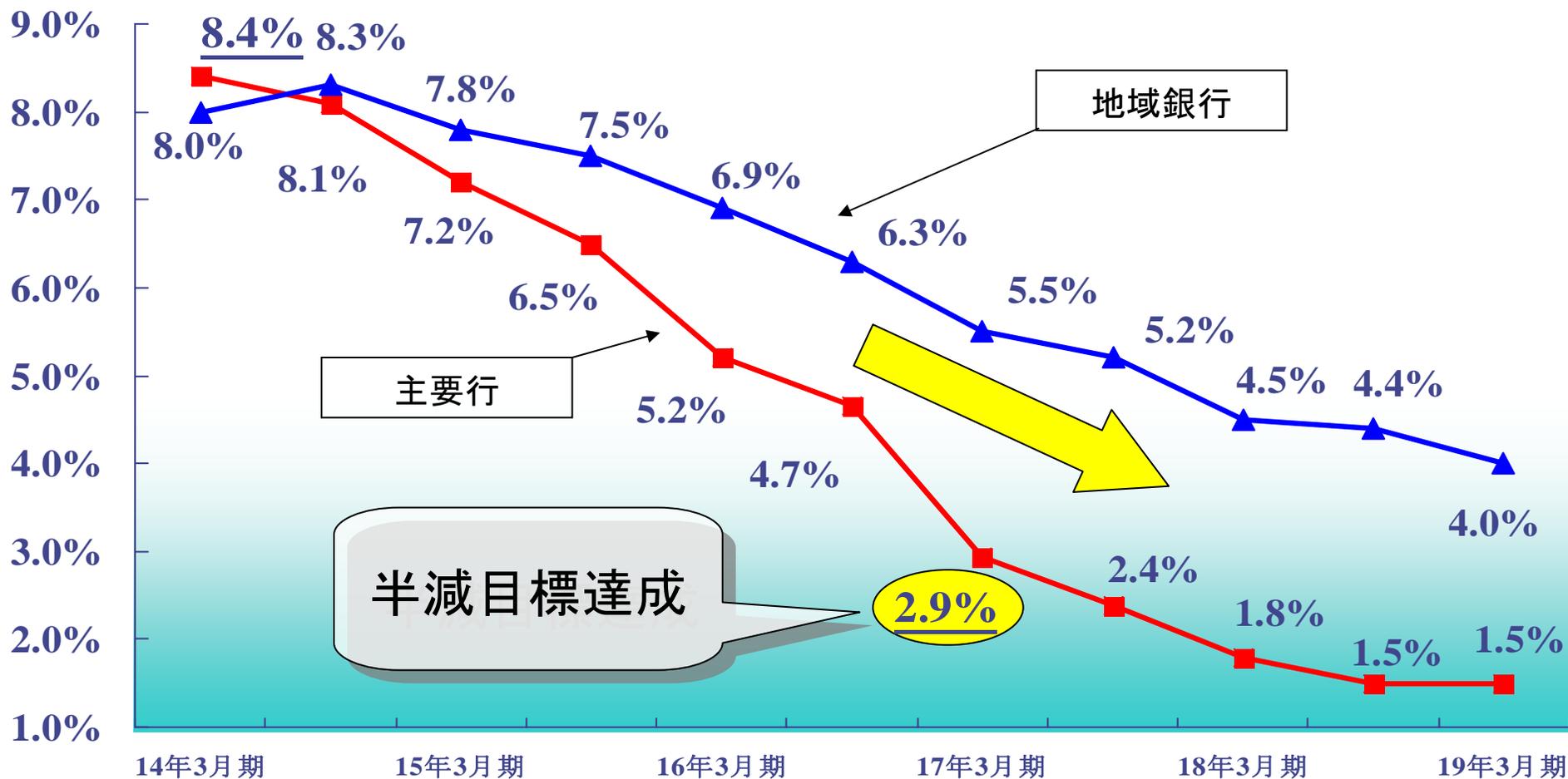


◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権処理の進捗状況

○ 金融再生プログラム（平成14年10月30日）

「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状（14年3月期：8.4%）の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」



(注) 計数は金融再生法開示債権ベース。